

# 泉大津市健康力向上プロジェクト事業者募集要項

## 1 目的

泉大津市では「誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり」の実現のため、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに取り組んでいるが、都市化や産業化による環境の変化、ライフスタイルの多様化などによる身体活動の低下や食習慣・生活習慣の乱れ、ストレスから起こる免疫力の低下や睡眠トラブル、自律神経の乱れによる体調不良など未病状態に陥っている人が増加していると予測される。

これらの健康課題を解決するため、令和5年度から泉大津市健康づくり推進条例を施行し、病気になる前の段階からの未病予防対策に、市民が主体的に取り組み、市民や民間事業者等と一緒に、課題解決に向けた多様な健康メニューの抽出ができるよう、市をリビングラボに見立てた実証実験を行い、市民のヘルスリテラシー（健康情報の活用力のことをいう。）及び生活の質（QOL）の向上につながる取り組みを目指す。

その一環として、市が抱える健康課題の改善につながる事業に対して「泉大津市健康力向上プロジェクト事業補助金」を設け、民間事業者等ならではの創意工夫あふれる事業提案を幅広く募集する。

本要項は、泉大津市健康力向上プロジェクト事業者（以下「選定事業者」という。）の選定にあたり、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

## 2 募集事業

### (1) 事業の要件

以下のすべての要件を満たす事業とする。

- ア 公益性が高いこと。
- イ 泉大津市の健康課題の改善に資すること。
- ウ 今年度末までに具体的な成果が期待できること。
- エ 事業計画及び事業費の收支計画が適正であること。

### (2) 募集事業者数

#### 1 事業者

### (3) 事業内容

泉大津市がもつ健康課題の改善につながる提案を募集する。

課題	身体の不調（肩こり、腰痛、ストレス、身体の冷え、睡眠の質の低下、慢性疲労など）の未病状態が QOL の低下を招いている。特に、睡眠の質の低下は、自律神経や免疫力が低下し、身体の不調を引き起こすだけでなく、生活習慣病のリスクも高まる。
----	--

希望する提案	従来の健診ではわからない未病状態（特に、睡眠の質の低下やストレスに関する状態）をデータなどで可視化し、健康づくりへの動機づけや取り組みの企画提案、運営を行う。また、実施後は分析、評価を行う。
--------	---

#### (4) 実施期間

令和7年6月20日から令和8年3月31日まで

### 3 スケジュール

(1) 募集要項公表日	令和7年4月25日（金）
(2) 質疑書受付期限	令和7年5月12日（月）午後5時15分まで
(3) 質疑回答	令和7年5月15日（木）
(4) 参加表明書提出期限	令和7年5月19日（月）午後5時15分まで
(5) 参加資格可否通知	令和7年5月21日（水）
(6) 企画提案書提出期限	令和7年5月28日（水）正午まで
(7) 辞退届提出期限	令和7年5月28日（水）正午まで
(8) プレゼンテーション審査	令和7年6月2日（月）
(9) 選定結果通知・公表	令和7年6月9日（月）【予定】
(10) 協定締結日	令和7年6月20日（金）【予定】

### 4 採択事業に関する市の支援

#### (1) 事業費の負担

選定委員会において選定された事業者に対し、今年度、事業の遂行に直接的にかかる費用の一部または全部を市が補助する。

ア 補助金額は、事業者として決定された日以降において、事業の遂行に直接的にかかる経費の全額又は200万円のいずれか低い額を限度とする。

イ 補助金については別途市が定める「泉大津市健康力向上プロジェクト事業補助金交付要綱」に基づき交付する。

ウ 補助金の交付の根拠となる資料（領収書等）は令和12年度末まで保管するものとする。（申請内容に疑義が生じた際などに提出を求める場合がある。）

#### (2) 事業実現に向けた支援

市は当該事業を実施するにあたり、関係機関との協議・調整にかかる窓口紹介や相談等の支援を行うものとする。

#### (3) 広報支援

市は当該事業者に対し、市の媒体を活用した広報支援を行うものとする。

なお、支援媒体として広報紙を活用する場合は、掲載月の前々月末に内容の詳細が必要となる。

### 5 応募（参加）資格

応募（参加）資格を有する者は、次の項目全てを満たすものとする。

(1) 提案事業者の構成員が事業に必要な免許又は資格を備えていること。

(2) 応募時点で次のいずれにも該当しない団体等であること。

ア 次の各号に該当する者が代表者及び役員となっている団体等

(ⅰ) 破産者で復権を得ない者

(ⅱ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ⅲ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ⅳ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体等

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に經營に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「泉大津市暴力団排除条例施行規則」（平成24年規則第4号）第3条各号に該当する団体等

エ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を、滞納又は未申告である団体等

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体等

カ 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けている団体等

(3) 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、市との協議のうえ、必要な協力・調整ができること。

※上記応募条件を満たさない応募者の提案は審査の対象としない。また、選定後に上記条件を満たさないことが判明した場合、選定を取り消すものとする。選定の取り消しがあった場合には、選定委員会の審査により落選となった提案事業者の中から、繰り上げ補充により選定する場合がある。

## 6 質疑及び回答

(1) 提出書類 質疑書（様式3号）

(2) 提出方法 期限までに事務局へ電子メールで送信すること。

(3) 回答方法 令和7年5月15日（木）に泉大津市ホームページで公表する。

※評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

※電話や窓口など、口頭での質問は受け付けない。

## 7 参加表明

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1号）、申請団体概要書（様式2号）
- (2) 提出方法 期限までに事務局へ電子メールで送信すること。

## 8 参加資格可否通知

- (1) 審査内容 指定した提出物の提出状況確認審査（事務局による形式審査）
- (2) 通知方法 様式1号の連絡先に電子メールにて通知

## 9 企画提案

- (1) 提出場所 泉大津市役所・1階健康づくり課
- (2) 提出書類
  - ア 企画提案書（様式6号、様式7号）
  - イ 提案内容の詳細スケジュール等参考資料（自由様式）
  - ウ 応募申込書兼誓約書（様式4号）
  - ア・イについて、各10部（正本1部、副本9部）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合：令和7年5月28日（木）午前中必着）
- (4) 内容等
  - ア 審査基準を踏まえて企画提案書を提出すること。  
本募集につき、選定委員会において選定された際には、企画提案書にて記載した事項について履行責務が発生する。従って、このことを認識したうえで企画提案書を作成すること。
  - イ 提出書類規格等は、次のとおりとする。
    - (ア) 用紙サイズ等は、A4・片面印刷とする。
    - (イ) 正本の部数は、1部とし表紙（様式6号）を添付したうえで綴じること。
    - (ウ) 副本の部数は、9部とし表紙（様式6号）を添付しないで綴じること。
    - (エ) 副本については、会社名称、所在地、代表者、ロゴマークなど企業名が特定できる情報は記載しないこと。
  - ウ 提案内容が次の各号のいずれにも該当しないこと。
    - (ア) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていな役務、商品を提供するもの。
    - (イ) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの。
    - (ウ) 医療行為等を行うこと。
    - (エ) その他提案事業としてふさわしくないもの。

## 10 辞退

参加表明後に辞退する場合は、辞退届（様式5号）を期限までに事務局に提出するものとする。

## 11 プレゼンテーション審査

(1) 実施日 令和7年6月2日（月）※詳細は後日通知

(2) 実施場所 泉大津市職員会館（市役所敷地内）

(3) 実施要領

実施について次のとおりとする。なお、参加有資格者が1者の場合であっても本審査を実施するものとする。

ア 概ねプレゼンテーション所要時間は、20分とし質疑応答20分とする。

イ 使用する資料は企画提案書に添付した資料のみとする。企画提案追加資料の提出は認めない。但し、審査会が必要であると認めたときはこの限りではない。

ウ プrezentationへの参加は3名までとする。

エ プrezentation会場の入室者は、事業者名を表示した名札等（会社バッヂを含む）の着用を禁止とし、会社名が特定できないような衣服、身の回りに気を使うこと。

オ プrezentation審査は非公開とする。

カ 企画提案書等の書類審査によりプレゼンテーションの参加を認めない場合がある。

キ 協定締結後に実施担当者となる予定の者が説明を行い、質疑への回答はプレゼンテーション参加者で行うものとする。

## 12 審査方法

(1) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審査項目		審査基準	配点
1	課題解決力	・事業の目的、趣旨を理解し、市の健康課題を解決できる内容か。	10
2	実現可能性	・事業の提案内容に、これまでの実績や成果があるか。 ・提案内容のスケジュールは適切で、内容全体を通して実現可能な内容となっているか。	20
3	業務遂行能力	・業務を実施する従事者の人数や配置など実施体制や実施計画は適切か。 ・事業実施担当者が課題の改善につながる深い知見を持ち合わせているか。	20

4	企画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が希望する提案内容に沿った取り組みで、行動変容を促し、ヘルスリテラシーの向上、健康意識の醸成につながるような魅力的で、参加しやすい内容か。</li> <li>・未病状態の改善に向けて、データの可視化や健康づくりへの動機づけにつながる取り組みや仕掛けづくりの健康メニューが具体的に提案されているか。</li> <li>・企画提案書は分かりやすく、説得力がある内容となっているか。</li> <li>・事業周知や事業募集を適切に行える環境を整備しているか。</li> </ul>	40
5	説明能力・質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明は分かりやすく説得力があり、質疑への応答も明快で適切か。</li> </ul>	10
合計			100

## (2) 審査方法

- ア 企画提案書等に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づいて評価し、審査の合計点数において、6割の点数（以下「基準点」という。）以上得点し、最も高い評価を得た事業者を選定事業者として決定する。
- イ 複数者において、審査の基準点を満たす合計点数が同点の場合、審査委員会において審議のうえ決定する。
- ウ 参加有資格者が1者の場合は、審査の合計点数が基準点数以上で選定事業者とする。
- エ 審査の合計点数が基準点に満たない者は、選定事業者の対象とならない。

## (3) 結果の公表及び通知

審査結果は、応募者全員に通知し、決定した事業者名の公表を行う。

- ア 通知日 令和7年6月9日（月）【予定】
- イ 公表日 令和7年6月9日（月）【予定】
- ウ 通知方法 様式1号の連絡先に電子メールにて通知  
※審査結果についての異議は認めない。  
※電話などによる問い合わせは認めない。

## 13 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 応募（参加）資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。

- (4) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (5) 企画提案者が、事業を実施することが困難と認められる状態が確認され、審査委員会が失格と認めた場合。

#### 14 本事業の執行中止等

協定締結前に、やむを得ない理由等により、本事業の執行が出来ないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合において当該企画提案者は、企画提案に要した経費を泉大津市に請求できない。

#### 15 その他留意事項

##### (1) 募集要項の承諾

提案事業者は、応募申込書兼誓約書の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾し、応募する意思を示したものとみなす。

##### (2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とする。

##### (3) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとする。

##### (4) 提出期限

提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差替え及び再提出は、認めないものとする。但し、審査委員会が必要と認めて指示した場合を除く。

##### (5) 辞退

企画提案書を提出期限までに提出しない場合又は企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案参加を辞退したものとみなす。

##### (6) 提案書等の取扱い

提案書その他提案事業者から提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。(但し、情報公開条例に基づく公開請求があった場合を除く。)

##### (7) 著作権

提案書の著作権は提案事業者に帰属する。但し、市は、審査結果の公表等、必要な範囲で提案書等を使用することができる。

##### (8) 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らさないものとする。また、事業実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律その他関係する法令及び条例・規則」を厳守すること。

##### (9) 業務報告

事業終了後において、報告書を提出すること。なお、事業実施中においても途中

経過の業務報告を求める場合がある。

ア 参加者の属性、参加人数など

イ データによる取り組み前後の健康状態、アンケートなどの実施によるヘルスリ  
テラシー、幸福度、セルフケア能力、QOL 等の変化

ウ 事業評価

16 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担 当 泉大津市健康こども部健康づくり課 健康政策担当

住 所 〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町 9-12

電話番号 0725-33-1131 (内線 2183)

E-mail hokencenter@city.izumiotsu.osaka.jp